

富山、昭47不1、昭50. 3. 13

命 令 書

申立人 全国社会保険診療報酬支払基金労働組合富山支部

申立人 X

被申立人 社会保険診療報酬支払基金

被申立人 富山県社会保険診療報酬支払基金

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、健康保険法等による療養の給付に関する費用の請求の審査および支払いを行なう法人であって、肩書地に主たる事務所を置くほか、各都道府県に従たる事務所を置き、現在の職員数は約4,600名である。

被申立人富山県社会保険診療報酬支払基金（以下「富山基金」という。）は、富山県における基金の従たる事務所であり現在の職員数は約53名である。

(2) 申立人全国社会保険診療報酬支払基金労働組合富山支部（以下「全基労富山支部」という。）は、全国社会保険診療報酬支払基金労働組合の支部として昭和25年結成され、現在の組合員数は6名であって、いずれも富山基金の職員である。

申立人X（以下「X」という。）は、高校卒業後、昭和35年9月1日に富山基金に入所し、昭和39年ごろから全基労富山支部の支部長である。

なお、富山基金には、全基労富山支部のほかに、昭和39年4月に全基労富山支部から脱退した者によって結成された社会保険診療報酬支払基金労働組合富山支部がある。

2 昭和46年当時の5等級昇格制度とその運用について

(1) 昭和42年8月、基金は、給与体系の全面改正を行ない、その際現行の5等級の職務を上級係員の職務とし、「職員の職務の等級、初任級、昇格、降格、昇給の基準」（以下「昇給、昇格基準」という。）を改正し、高校卒の職員は、必要経験年数7年、または6等級の必要在級年数2年を良好な成績で勤務した場合、5等級に昇格する資格があるものと定めた。

5等級は、原則として、将来班長となるものの選考母体であるところから、等級別職員構成に対する配慮や、給与財源の影響を考慮して、班長定数のおおむね1割増を定数として定め、遂次この定数に充つるよう「昇給、昇格基準」とは別の運用方針により昇格を行なってきた。

(2) 富山基金においては、5等級昇格選考対象者を選定するにあたって、次の4条件を定めて選考を行ない、基金の決定した定数に基づき、適格者を昇格させていた。

ア 原則として、6等級9号以上であること

イ 勤務成績が良好であること

ウ 昇格時に過年数（「昇給、昇格基準」に定める5等級昇格のための必要経験年数7年を超過した年数をいう。）が5年以上であること

エ 必ずしも不可欠の条件としないが、転勤が可能であること

(3) 基金は、5等級への昇格は、運用上4月1日と10月1日の2期にわけて実施していた。

3 昭和46年度の5等級昇格の実施状況について

(1) 昭和46年3月ごろ、基金は、富山基金に対して、所属職員の5等級昇格選考対象者の氏名、採用年月日、過年数、給与の号、勤務成績の順位、評定点などを報告するよ

う指示した。

- (2) 富山基金はこの指示に基づき、6名の5等級選考対象者を選定し、基金へ報告した。
- (3) 基金は、富山基金の5等級昇格者定数2名を決定し、通知した。
- (4) 富山基金は、5等級昇格選考対象者6名の中から2名の適格者を選考し、基金へ申請した結果、昭和46年4月1日付で2名の5等級昇格者が決定した。
- (5) 昭和46年10月1日の昇格期には、富山基金では、5等級昇格者がなかった。

4 Xの5等級昇格について

- (1) 昭和46年10月1日現在、Xは6等級8号、過年数は4年10か月であった。
- (2) 富山基金では、昭和42年10月1日から昭和46年10月1日までの間の各昇格期に、過年数5年未満で5等級に昇格した職員はいない。

第2 判断

申立人らは、被申立人らが、Xを昭和46年10月1日に5等級に昇格させないのは、全基労富山支部所属の組合員であるが故の不当な差別であり、全基労富山支部の団結を破壊しようとした不当労働行為であると主張し、諸給与の差額の遡及払いと誓約文の掲示を求める救済を申立てた。

これに対し、被申立人らは、昇格は、根拠規程などの妥当な運用により決定してきたもので、全基労富山支部の組合員なるが故に差別したことはないと主張する。

以下これについて判断する。

- (1) 基金は、「昇給、昇格基準」を定め、その中で、高校卒の職員は、必要経験年数7年、または6等級必要在級年数2年を良好な成績で勤務した場合、5等級に昇格する資格があるものと定めていた。

しかし、全国的な基金組織の等級別職員構成に対する配慮や、給与財源の影響を考慮して定数を定め、その範囲内で、別の運用方針により昇格を実施してきたことは、止むを得ない措置であると認められる。

富山基金において、「昇給、昇格基準」に定める必要経験年数7年に、過年数5年を加えた12年をもって、5等級昇格選考対象者を選定する1つの資格条件としていたこ

とも、定数の範囲内で運用するための必要から生じた措置で、組合間の差別をはかつたものとは認められない。

(2) 富山基金が、5等級昇格選考対象者を選定するにあたって定めた資格条件のうち、前記2の(2)のイは、実質的な価値判断を伴なう条件で、評定の実施権者が差別を行なうことは可能であるが、アおよびウは、客観的、形式的なものであって、その選定に差別を持ち込む余地はない。

また、エは、不可欠の条件としないことを前提としている以上、選定にあたって決定的な影響を与えるものではないと認められる。

(3) ところで、Xは、昭和46年10月1日現在、6等級8号、過年数が4年10か月で、富山基金における5等級昇格選考対象者を選定するための4条件のうち、前記2の(2)のアおよびウの形式的な資格条件を欠くものである。

なお、富山基金の職員で、昭和42年10月1日から昭和46年10月1日までの各昇格期に、過年数5年未満で昇格した者はいない。

従って、Xについての成績評価を判断するまでもなく、被申立人らが全基労富山支部所属の組合員であるが故に昇格の差別を行なったとの申立人らの主張は、理由がない。

よって当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条により、主文のとおり分離命令する。

昭和50年3月13日

富山県地方労働委員会

会長 天富直次